

大阪府「みんなで防止!!石綿飛散」推進会議設置要綱(案)

(目 的)

第1条 大阪府「みんなで防止!!石綿飛散」推進会議（以下「推進会議」という。）は構成団体が相互にアスベストの飛散防止に関する情報の提供を行うとともに「建築物解体時の石綿飛散防止のための行動宣言（平成26年6月17日）」に則った取組みの共有を図ることを目的とする。

(所掌事務)

第2条 推進会議は、次に掲げる事項について情報の共有を図る。

(1) アスベストの飛散防止対策に関する情報等について

- ① 建築物の解体及び廃棄物処分に伴うアスベスト対策について
- ② アスベストによる健康影響について
- ③ 府有施設におけるアスベスト建材等の管理状況について
- ④ 民間施設におけるアスベスト建材等の管理状況について
- ⑤ その他上記以外の必要な事項について

(2) 建築物解体時におけるアスベスト飛散防止の周知の取組みについて

(組 織)

第3条 推進会議は別表に掲げる国、府、市町村及び民間団体をもって構成する。

2 会長が必要であると認めるときは、構成員を追加することができる。

(運 営)

第4条 会長は、推進会議を招集し、これを主宰する。

2 副会長は会長を補佐し、会長不在のときは副会長がその職務を代理する。

(推進会議の庶務)

第5条 推進会議の事務局は、環境農林水産部環境管理室に置く。

(雑 則)

第6条 この要綱に定めるもののほか、推進会議の運営に関し必要な事項は会長が定める。

附 則

この要綱は、平成26年12月17日から施行する。

別表 構成員

会長	環境管理室長
副会長	事業所指導課長
会員	環境省近畿地方環境事務所環境対策課 厚生労働省大阪労働局労働基準部健康課 <u>一般社団法人大阪建設業協会</u> <u>大阪倉庫協会</u> <u>大阪建物解体工事業協同組合</u> <u>一般社団法人大阪賃貸住宅経営協会</u> <u>一般社団法人大阪土地協会</u> <u>一般社団法人大阪ビルディング協会</u> <u>一般社団法人大阪ビルメンテナンス協会</u> <u>大阪府運輸倉庫協会</u> <u>公益社団法人大阪府工業協会</u> <u>大阪府公衆浴場業生活衛生同業組合</u> <u>公益社団法人大阪府産業廃棄物協会</u> <u>大阪府商工会議所連合会</u> <u>一般社団法人大阪府宅地建物取引業協会</u> <u>大阪府中小企業団体中央会</u> <u>一般社団法人大阪府中小建設業協会</u> <u>一般社団法人大阪府トラック協会</u> <u>一般社団法人大阪府病院協会</u> <u>関西鉄道協会</u> <u>近畿百貨店協会</u> <u>公益社団法人全日本不動産協会大阪府本部</u> <u>日本チェーンストア協会関西支部</u> <u>一般社団法人不動産協会</u> <u>一般社団法人マンション管理業協会</u> <u>大阪市環境局環境管理部環境管理課</u> <u>堺市環境局環境保全部環境対策課</u> <u>岸和田市環境部環境保全課</u> <u>豊中市環境部環境政策室</u> <u>池田市環境部広域環境をまもる課</u> <u>吹田市環境部地域環境室環境保全課</u> <u>泉大津市都市政策部環境課</u> <u>高槻市産業環境部環境保全課</u> <u>貝塚市都市整備部環境政策課</u> <u>枚方市環境保全部環境公害課</u> <u>茨木市産業環境部環境保全課</u>

八尾市経済環境部環境保全課
富田林市産業環境部みどり環境課
河内長野市環境共生部環境政策課
松原市市民生活部環境予防課
箕面市市民部環境政策課
東大阪市環境部公害対策課
大阪狭山市市民部生活環境グループ
阪南市市民部生活環境課
豊能町建設環境部環境課
能勢町環境創造部地域振興課
忠岡町住民部生活環境課
太子町生活環境室安全環境グループ
河南町まち創造部環境・まちづくり推進課
千早赤阪村住民課
政策企画部危機管理室災害対策課
総務部市町村課
健康医療部保健医療室健康づくり課
健康医療部環境衛生課
環境農林水産部循環型社会推進室産業廃棄物指導課
環境農林水産部環境管理室環境保全課
環境農林水産部環境管理室事業所指導課
住宅まちづくり部居住企画課
住宅まちづくり部建築指導室審査指導課
住宅まちづくり部建築指導室建築安全課
住宅まちづくり部公共建築室計画課

※所属名等の変更については適宜、事務局が修正することとする。

大阪府アスベスト飛散防止推進会議設置要綱（旧要綱）

（目的）

第1条 大阪府アスベスト飛散防止推進会議（以下「推進会議」という。）は関係行政機関及び民間団体が相互にアスベストの飛散防止対策に関するそれぞれの情報や意見の共有を図ることを目的とする。

（所掌事務）

第2条 推進会議は、次に掲げる事項について情報の共有を図る。

- (1) 建物の解体及び廃棄物処分に伴うアスベスト対策について
- (2) アスベストによる健康影響について
- (3) 府有施設におけるアスベスト建材等の管理状況について
- (4) 民間施設におけるアスベスト建材等の管理状況について
- (5) その他上記以外の必要な事項について

（組織）

第3条 推進会議は別表に掲げる国、府、市町村及び民間団体をもって構成する。

2 会長が必要であると認めるときは、構成員を追加することができる。

（運営）

第4条 会長は、推進会議を招集し、これを主宰する。

2 副会長は会長を補佐し、会長不在のときは副会長がその職務を代理する。

（推進会議の庶務）

第5条 推進会議の事務局は、環境農林水産部環境管理室に置く。

（雑則）

第6条 この要綱に定めるもののほか、推進会議の運営に関し必要な事項は会長が定める。

附 則

この要綱は、平成25年6月24日から施行する。

別表 構成員

会長	環境管理室長
副会長	事業所指導課長
会員	環境省近畿地方環境事務所環境対策課 厚生労働省大阪労働局労働基準部健康課 政策企画部危機管理室災害対策課 総務部市町村課 健康医療部保健医療室健康づくり課 健康医療部環境衛生課 環境農林水産部循環型社会推進室産業廃棄物指導課 環境農林水産部環境管理室環境保全課 環境農林水産部環境管理室事業所指導課 住宅まちづくり部居住企画課 住宅まちづくり部建築指導室審査指導課 住宅まちづくり部建築指導室建築安全課 住宅まちづくり部公共建築室計画課 大阪府市長会代表 大阪府町村長会代表 大阪市環境局環境管理部環境管理課 堺市環境局環境保全部環境指導課 高槻市産業環境部環境保全課 東大阪市環境部公害対策課 豊中市環境部環境政策室 吹田市環境部地域環境室環境保全課 枚方市環境保全部環境公害課 八尾市経済環境部環境保全課 茨木市産業環境部環境保全課 河内長野市環境共生部環境保全課 富田林市産業環境部みどり環境課 大阪狭山市市民部生活環境グループ 太子町生活環境室安全環境グループ 河南町まち創造部環境・まちづくり推進課 千早赤阪村民課 阪南市市民部生活環境課 池田市環境部広域環境をまもる課 箕面市市民部環境政策課 能勢町環境創造部地域振興課 豊能町建設環境部環境課 岸和田市環境部環境保全課 泉大津市都市政策部環境課 忠岡町住民部生活環境課

	松原市市民生活部環境予防課 貝塚市都市整備部環境政策課 一般社団法人 大阪建設業協会 大阪府中小企業団体中央会 社団法人 大阪府中小建設業協会 公益社団法人 大阪府工業協会 社団法人 大阪ビルディング協会 一般社団法人 大阪ビルメンテナンス協会 日本チェーンストア協会関西支部 公益社団法人 大阪府産業廃棄物協会 大阪百貨店協会 大阪商工会議所
--	---

※所属名等の変更については適宜、事務局が修正することとする。